

鹿屋体育大学学術研究活動評価基準

平成23年1月12日
授業料特別免除制度等に
関する特別委員会 決定

改正 平成23年7月25日

平成24年8月 9日

平成25年8月19日

平成27年9月25日

1 学術研究活動の評価項目及び配点

業 績	評 価 項 目		配点	備考
1. 著書	学術書	①単著	50	優先順位 1
		②共著	10	
2. 学術論文	(1)国際学術雑誌	単著・共著筆頭	50	優先順位 2
	(2)国内学術雑誌 (日本学術会議協力学術研究団体又は日本スポーツ 体育健康科学学術連合発行のものに限る。)	単著・共著筆頭	25	
	(3)紀要等	単著・共著筆頭	10	
3. 学会発表	国際学会	筆頭発表	10	
4. 学会活動	学会表彰(学会賞、学会奨励賞、優秀ポスター賞等)	単著・共著筆頭	50	優先順位 3
5. 発明	専攻に関する特許、実用新案等の取得又は出願	研究代表者	25	
6. 外部資金等獲得	(1)日本学術振興会特別研究員に採用		25	1件とみなす
	(2)科学研究費補助金の採択	研究代表者	25	
	(3)各研究助成金の獲得	研究代表者	10	

注)配点は、業績1件当たりの点数を表す。

(例:「国際学会」での筆頭発表が2件の場合の「3. 学会発表」の評価は、20点とする)。

2 順位付け

(1)評価が同点の場合、配点の高い評価項目に該当する者を優先する。

(2)50点の配点がある評価項目の優先順位については、学術書(単著)、国際学術雑誌、学会表彰の順とする。